

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例（令和三年六月江戸川区条例第二十五号。以下「条例」という。）により設置する江戸川区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(擁護委員会議)

第三条 次に掲げる事項について協議するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

- 一 擁護委員の職務執行の方針に関すること。
 - 二 活動状況の報告に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、擁護委員の職務等に関し協議が必要なこと。
- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ代表擁護委員の指名する擁護委員が、その職務を代理する。
- 4 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。
- 5 擁護委員会議は、非公開とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

(調査の同意)

第四条 擁護委員は、条例第三条第三号に規定する調査（以下「調査」という。）を行う場合において、当該調査の実施が権利を侵害された子ども又はその保護者からの相談又は申立てによるものでないときは、調査を行うことについて、事前に当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもが置かれている状況等を考慮し、擁護委員がその同意を得ずに調査を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(意見聴取における配慮)

第五条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談、調査等において、子どもから意見を聴く場合は、その子どもの心身の状況又は子どもが置かれている環境等に配慮しなければならない。

(重大事態に関する調査)

第六条 擁護委員は、江戸川区立学校（江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）により設置された小学校及び中学校をいう。）において、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態が発生した場合は、教育委員会からの諮問に応じて、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」と

いう。)を行う。

- 2 重大事態調査は、擁護委員の中に当該重大事態に関して利害関係を有する者がいる場合は、その者以外の擁護委員が行うものとする。

(庶務)

第七条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部子育て支援課及び江戸川区教育研究所において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則 (令和六年一月二五日規則第一号)

この規則は、交付の日から施行する。